

鹿児島県文化センター
指定管理者 募集要項

令和7年9月

鹿児島県観光・文化スポーツ部

1	指定管理者の募集	1
2	募集の概要	1
	(1) 施設概要	
	(2) 指定予定期間	
	(3) 指定管理者の募集及び選定の方法	
	(4) 協定の締結	
	(5) 問合せ先及び提出先	
3	指定管理者が行う業務（詳細は別添「業務の基準」を参照）	3
	(1) 文化事業に関する業務	
	(2) 施設の運営に関する業務	
	(3) 施設の維持管理に関する業務	
	(4) その他，施設の設置目的を達成するために必要な業務	
4	管理運営に係る経費	3
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 利用料金	
	(3) 利用料金の設定	
	(4) 利用料金の減免	
5	申請方法	4
	(1) 申請資格	
	(2) 複数の団体等による申請	
	(3) 申請書類	
	(4) 留意事項	
6	申請期間及び選定等の日程	10
7	選定基準等	11
8	指定管理者の候補者の選定	11
	(1) 選定	
	(2) 結果の公表	
9	指定管理者の指定及び協定の締結	12
	(1) 指定管理者の指定	
	(2) 協定の締結	
	(3) 協定内容	
	(4) 留意事項	

10 指定管理者と県の責任分担	1 3
11 事業報告等	1 4
(1) 事業報告書の提出	
(2) 実績評価の実施	
(3) 業務の基準を満たしていない場合の措置	
12 調査等及び監査	1 4
(1) 調査等	
(2) 監査	
13 関係法令の遵守	1 4
(1) 地方自治法	
(2) 個人情報の保護に関する法律	
14 管理運営の継続が困難となった場合等における措置	1 5
15 県による管理業務の中止等	1 5
16 引継業務	1 5
17 その他	1 6

1 指定管理者の募集

鹿児島県（以下「県」という。）では、「鹿児島県文化芸術の振興に関する条例」（平成17年3月制定）及び「鹿児島県文化芸術推進基本計画」（令和3年3月策定）に基づき、県民一人ひとりの自主性や創造性が尊重され、多様で特色ある地域の文化芸術の創造に取り組むとともに、心豊かな県民生活や活力ある地域社会の実現に向けた様々な取組を進めています。

また、これらの取組みを推進するに当たり、文化施設が果たす役割は非常に重要なものとなっています。

なかでも、鹿児島県文化センター（以下、「文化センター」という。）は、県都鹿児島市の中心部に位置し、昭和41年の開館以来59年の長期にわたり、本県の文化振興の中核施設として多くの県民に愛され、親しまれている施設です。

文化センターが、文化芸術活動を通じた人と人との豊かなコミュニケーションを促進する場として、また、多くの県民の文化芸術活動の拠点として有効に活用されるよう、県では、平成18年4月1日から「指定管理者制度」を導入し、指定管理者として指定された法人（以下、「指定管理者」という。）に本県の文化振興を推進するパートナーとして当施設の管理運営をお願いしています。令和8年3月31日で第4期5年間の指定期間が満了することから、今回、次期指定管理者を募集することとします。

なお、文化センターでは、本県の文化振興を図るため平成18年4月からネーミングライツを導入し、「宝山ホール」の愛称を付しています。

2 募集の概要

(1) 施設概要

- ア 所在地 鹿児島市山下町5番3号
- イ 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造（地上6階 地下2階）
- ウ 施設面積 敷地面積：3,656㎡（鹿児島市から借受）
延床面積：10,100㎡
- エ 施設内容 ホール…客席1,502席（車椅子席4席、オーケストラピット97席を含む）
車椅子席 最大8席
立見 115人
舞台 間口20m 奥行16m 高さ8m

楽屋

名称	面積（㎡）	収容人員（人）	備考
第1楽屋	15	2	
第2楽屋	62	23	
第3楽屋	15	2	
第5楽屋	110	41	
第6楽屋	54	21	
第7楽屋	54	21	

リハーサル室

名称	面積（㎡）	備考
第1リハーサル室	325	床板張り・鏡面長14m
第2リハーサル室	82	

展示室

名 称	面積 (㎡)	壁面長 (m)	備 考
第1, 2, 3展示室	各81	各32	スポットライト, ピクチャーレール
談話コーナー	54	12	

会議室

名 称	面 積 (㎡)	収 容 人 員 等 (人)
第1会議室	125	多目的ルームとして使用 (ヒノキ床板張り)
第2会議室	63	20
第3会議室	188	100
第4会議室	119	50
第5会議室	119	50
第6会議室	178	90

事務室等…事務室（1階）及び館長室（2階）

その他…機械室，倉庫，映写準備室など

オ 開 館 日 昭和41年11月15日

カ 休 館 日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは，その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日）

12月31日から翌年の1月2日までの日

キ 利用時間 ホール(第2リハーサル室その他附属施設を含む。)，第1リハーサル室…午前9時から午後10時まで

会議室，展示室，談話コーナー…午前9時から午後5時まで

(2) 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理者の募集及び選定の方法

指定管理者の募集は公募により行い，申請書の内容を選定基準等に基づき審査の上，指定管理者の候補者を選定します。

(4) 協定の締結

県は，議会の議決を経て指定管理者として指定し，協定を締結します。

(5) 問合せ先及び提出先

鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課文化振興係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL 099-286-2514 FAX 099-286-5537

E-mail : cpdbs@pref.kagoshima.lg.jp

3 指定管理者が行う業務（詳細は別添「業務の基準」を参照）

（1）文化事業に関する業務

- ア 文化芸術鑑賞事業の企画及び実施
- イ 文化芸術活動支援事業の企画及び実施
- ウ 文化芸術に関する情報収集及び提供

（2）施設の運営に関する業務

- ア 施設の利用許可申請の受付，利用の許可及び利用料金の減免の許可に関する業務
- イ 施設の広報活動に関する業務
- ウ 施設の利用料金の徴収に関する業務
- エ 施設の受付及び案内に関する業務
- オ 舞台関係設備の操作に関する業務
- カ 文化施設等との連携に関する業務

（3）施設の維持管理に関する業務

- ア 施設の保守点検等に関する業務
- イ 施設の警備に関する業務
- ウ 施設の清掃に関する業務
- エ 舞台関係設備の保守点検に関する業務
- オ 物品の管理及び調達に関する業務

（4）その他，施設の設置目的を達成するために必要な業務

4 管理運営に係る経費

（1）基本的な考え方

文化センターでは「利用料金制」を導入していることから，指定管理者は，県が支払う管理運営に要する経費のほか，利用者が支払う利用料金や，自らが企画実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができます。

ア 県が支払う管理運営経費

事業計画書において提示のあった金額に基づき，指定管理者と協議を行い，毎年度締結する「年度別協定」で定めます。

イ 県が支払う管理運営経費に含まれるもの

人件費（退職給与引当金を含む）

事務費

管理費（修繕費，光熱水費，保守管理費，舞台業務に関する経費等）

事業費

ウ 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。具体的な支払時期は協議の上決定します。

なお，支払方法は口座振り込みによることとし，文化センターの管理運営に係る専用の口座に振り込みますので，団体等自体の口座とは別の口座で管理してください。

（2）利用料金

利用料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用していますので、指定管理者の収入として収受できます。

(3) 利用料金の設定

利用料金については、施設の規模、形態等が文化センターと類似の施設と比較して均衡がとれたものとするとともに、利用率の向上、サービス向上に配慮して設定してください。

なお、利用料金の設定にあたっては、知事の承認を受ける必要があります。

(4) 利用料金の減免

利用料金については、鹿児島県文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則により減免事項を定めています。指定管理者は、この規則に従い利用料金の減免をしていただきます。この場合、県民サービスの低下を招くことがないように留意してください。

なお、利用料金の減免については、県は補填を行いません。

5 申請方法

(1) 申請資格

法人その他の団体（以下「団体等」という。）で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

ア 鹿児島県内に事務所を有する団体等であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年制令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。

オ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

カ 次の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

(ウ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

(エ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してい

る団体等

- (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- (ク) (ア)から(キ)までに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

なお、上記(カ)中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- ② 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他①に掲げる者と同等の責任を有する者

(2) 複数の団体等による申請

文化センターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等（以下「グループ」という。）が共同して申請することができます。この場合において、「5 申請方法（1）ア」に掲げる要件は、当該グループのうちいずれかの団体等が該当すればよいものとします。

なお、グループによる申請を行う場合、次の事項に留意してください。

- ① グループの名称を設定し、グループを代表する団体等を定めること。この場合において、その他の団体等は、当該グループの構成団体として扱うこと。
なお、代表となる団体等又は構成団体の変更は、原則としてできないこと。
- ② グループの構成団体間における委託業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途、協定書等で定めること。
- ③ 単独で申請した団体等は、グループによる申請の構成団体となることができないこと。
- ④ 複数のグループにおいて、同時に構成団体になることはできないこと。
- ⑤ 5（3）申請書類のイについては、構成団体ごとに提出すること。

(3) 申請書類

ア 指定申請書に関する書類…正本及び副本各1部

- ① 指定管理者指定申請書及び誓約書（様式1-1, 1-2）

なお、グループ申請の場合、代表団体及び構成団体は指定申請書に、以下の書類を添付して提出してください。

- ② グループ協定書兼委任状（様式2）
- ③ グループ構成員等連絡先一覧（様式3）

イ 団体等に関する書類…正本及び副本各1部

- ① 団体等の概要及び特徴（様式4-1, 4-2）
- ② 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、定款その他基本約款）
- ③ 印鑑証明書（法人のみ）

- ④ 法人税，消費税及び地方消費税，県税，市町村税の各納税証明書（直近の2カ年分） ※未納のないことの証明書
- ⑤ 法人等の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
- ⑥ 事業報告書，収支計算書及び貸借対照表（直近の2カ年分）
- ⑦ 法人等の役員名簿及び組織図
- ⑧ 法人等の設立趣旨，運営方針，事業内容等の概要が分かるもの
- ⑨ 類似施設の管理運営実績を明らかにしたもの（様式任意）
- ⑩ 確定申告の写し（直近2カ年分）

ウ 事業計画書…正本1部及び副本8部

(ア) 総括的事項（様式5）

- ① 文化センターの管理運営に当たっての基本理念
（情報管理，危機管理についての考え方も示すこと）

(イ) 業務別事業計画

a 文化事業に関する業務

- ① 文化事業の基本方針（様式6）
 - ・ 文化事業を実施するに当たっての基本的考え方
 - ・ 文化事業の達成目標の設定と達成のための方針などについて示してください。
- ② 指定期間（令和8～12年度）内の文化事業の概要（様式7）
 - ・ 指定期間中の文化事業について，事業ごとの実施方針（目的，特色，意義，事業の組立て方（関連性や発展性）など）と事業概要について示してください。
- ③ 令和8年度事業計画及び文化事業一覧表（様式8-1，8-2）
令和8年度の文化事業について，事業ごとに，具体的なジャンル，実施時期，必要な概算予算を示してください。
- ④ 文化事業の運営体制（様式9）
文化事業を企画，制作，実施する体制，事業支援を期待できる協力体制，さらに，文化事業を企画するに当たっての県民ニーズの把握方法について考え方を示してください。
また，文化事業に関する広報活動についても示してください。

b 施設の運営に関する業務

- ① 運営業務の基本方針（様式10）
 - ・ 利用許可（取り消しを含む）権限についての考え方
 - ・ 利用者の要望や苦情への対応についての考え方
 - ・ 施設の利用促進と賑わいの創出についての考え方などについて示してください。
- ② 休館日・利用時間の提案について（様式11）

休館日及び利用時間は鹿児島県文化センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）で定められていますが、知事の承認を受けて、休館日や利用時間を変更することができます。効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、休館日及び利用時間についての提案を行ってください。

また、勤務体制についても示してください。

③ 利用料金制における具体的な料金設定及び減免の方針（様式12）

文化センターでは平成18年度から「利用料金制」を採用しています。規模、形態等が文化センターと類似の施設のものと比較して均衡のとれた利用料金を提案してください。

なお、その際参考とした施設の名称、施設概要、料金表も示してください。

また、利用料金に関する減免の基本的な条項は条例及び規則に定められていますが、これ以外に指定管理者が必要と認め、あらかじめ知事の承認を受けた場合、利用料金の減額や免除を行うことができます。ついては、様々な割引制度などについて、自由な提案とそのための考え方を示してください。

④ 住民の平等利用の確保（様式13）

県民の文化芸術活動の発表の場や芸術鑑賞の機会の提供として多くの県民に利用される施設であるため、公平性の確保が重要です。公平性確保の基本的な姿勢を示すとともに、具体策を提案してください。

⑤ 利用者の増加を図るための方策等（様式14）

文化センターの施設は、ホールの場合概ね70パーセント前後の利用がなされていますが、未利用の日もあります。会議室・展示室やリハーサル室を含めて利用率向上のための具体策を提案してください。

また、利用率を向上させるための広報活動の内容を示してください。

⑥ 文化施設の連携による文化芸術に親しむ環境づくり（様式15）

文化センターの周辺、又は県内には数多くの文化施設が設置されていますが、これらの施設と連携した取組による文化芸術に親しむ環境づくりの考え方及び具体策を示してください。

c 施設の維持管理に関する業務

① 維持管理業務の基本方針（様式16）

- ・ 維持管理業務を行うに当たっての基本的な考え方
- ・ 経費節減や費用対効果の向上などの効率的な維持管理の考え方及び取組
- ・ 利用者の安心・安全の確保やごみの減量化、省エネルギー等の環境問題への考え方及び取組などについて示してください。

② 個別の保守点検等業務に関する経費（様式17）

文化センターを管理運営する上で、清掃等の様々な業務を行う必要があります。適正な管理を行うための必要な業務を示すとともに、必要経費及び経費の節減が図れる場合は、その合理的根拠を示してください。

(ウ) 管理運営の組織体制

① 組織体制 (様式18)

文化センターを運営する組織図を示してください。その中で各職員の雇用関係 (確定していない場合には現時点で想定する関係)、業務内容、業務分担等及び勤務体制を示してください。

また、この組織が文化センターの運営を行っていく上で優れている点を示してください。

② 必要な人材の配置と資質の向上 (様式19)

「① 組織体制」で提案された組織図を前提として、現在、既に配置を想定している具体的な人材がある場合には、氏名、経歴、資格等を記載してください。未定の者については、採用の条件 (年齢、資格、経験等) 及び採用方法 (公募によるなど) を記載してください。

特に、代表責任者 (館長等) については、その役割と人選の考え方を示してください。

また、運営上必要な職員の接遇能力や技能等の向上に関する研修計画を示してください。

(エ) 自由提案書 (様式20)

指定の様式により提案したもの以外で、「業務の基準」の「1 (1) 鹿児島県文化センターの管理運営の基本方針」に照らし文化センターの管理運営上必要と考えられるものについて自由に提案してください。

エ 収支予算書 …正本1部及び副本8部

① 収支予算書 (令和8年度, 令和9年度~12年度) (様式21-1, 21-2)

文化センターが目指す文化事業を実現し、安定的で効率のよい施設管理, 運営を行っていくために必要な経費及びその原資となる収入について提案してください。

② 経費節減等の具体的工夫 (様式22)

収支計画を立てるに当たって、経費の縮減を図る上で、特に工夫した点を示してください。

(4) 留意事項

ア 重複提案の禁止

申請一団体につき、提案は一つとします。複数の提案は行えません。

イ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

ウ 虚偽の記載をした場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

エ 申請書類の取扱い

申請書類は理由のいかんを問わず返却しません。

オ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際は、**辞退届（様式23）**を提出してください。

カ 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

キ 提出書類の取扱い，著作権

団体等が提出する書類の著作権はそれぞれ作成した団体等に帰属します。なお、文化センターの指定管理者の募集について公表する場合、その他知事が必要と認めるときには、県は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ク 追加資料の提出

県が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。申請者がこれに応じない場合、申請書類不十分として扱います。

ケ 観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会委員及び県職員に対する、本件提案についての働きかけを禁じます。働きかけの事実が認められた場合には、失格となることがあります。

6 申請期間及び選定等の日程

募集及び選定等の日程は次のとおりを予定しています。

内 容	年 月 日	備 考
募集の周知	令和7年9月19日から	県のホームページ及び県公報により周知します。
募集期間	令和7年9月19日から 10月20日まで	募集要項の配布：県庁文化振興課 または県のホームページでのダウンロード ※県庁文化振興課での配布時間は 午前8時30分から午後5時15分まで 申請受付：県庁文化振興課に持参 または郵送で提出してください。 午前8時30分から午後5時15分まで (郵送の場合必着)
現地説明会	令和7年10月3日 14時から16時まで	開催場所：県文化センター 第4会議室 参加人数：各団体等3名まで 様式24 に必要事項を記入の上、 9月30日午後5時15分までに県庁 文化振興課に提出（電子メール又 はFAX可）してください。 申請を検討されている団体等は必ず御出席ください。
質問書の受付	令和7年9月19日から 10月10日まで	様式25 に必要事項を記入の上、県 庁文化振興課に提出（電子メール 又はFAX可）してください。最終 日 午後5時15分まで（必着）
質問書への回答	令和7年10月3日から 17日まで（随時）	現地説明会に参加された団体等全 てに回答します。
ヒアリング (1～2回)	令和7年10月下旬	必要に応じて行います。 個別の時間帯は文書でお知らせし ます。 開催場所：鹿児島県庁会議室
指定管理者選定委員 会の開催	令和7年10月下旬	指定管理者の候補者を決定しま す。 結果は申請をした団体等すべてに 文書で通知します。
指定管理者として 指定	令和7年12月	県議会の議決を経て、県が指定管 理者を指定します。
指定管理者との協定 締結	令和8年3月	基本協定書を締結します。

※ 郵送の際は、必ず、配達証明ができる方法で行ってください。

(問合せ先及び提出先) 鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課文化振興係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL：099-286-2514 FAX：099-286-5537
E-mail：cpdbs@pref.kagoshima.lg.jp

7 選定基準等

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること (10点)
- ① 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ② 施設の設置目的及び県が示した管理運営の方針との適合性
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮することができるものであること (50点)
- ① 収支計画の適格性及び実現の可能性
 - ② 施設の維持管理の適格性及び実現の可能性
 - ③ サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ④ 文化事業の有効性と実現性
 - ⑤ 自由提案の有効性
- (3) 事業計画書の内容が、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること (15点)
- ① 施設の管理運営に係る経費の縮減
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的及び物的能力を有していること (20点)
- ① 当該施設の類似施設の管理実績の有無、ノウハウの保有
 - ② 安定的な運営が可能となる人的及び物的能力の確保
- (5) その他必要と認める事項 (5点)
- ① 文化活動を通じた社会貢献

8 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定

指定管理者の候補者の選定に当たっては、申請資格、事業計画等の内容を審査した後、必要に応じてヒアリングを行い、選定基準等に基づき、観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査を行います。

(2) 結果の公表

選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに、その結果をすべての申請者に通知します。

また、選定結果については、県のホームページで次の区分により公表します。

- ① 候補者については、団体名と総合点と選定基準ごとの評価点
- ② 落選者については、団体名を伏せて総合点と選定基準ごとの評価点

ただし、選定基準ごとの評価点を公表することにより、落選者の不利益となるおそれがあると認められる相当の理由がある場合においては、指定管理者選定委員会の決定を経て、総合点のみを公表

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

上記8において、指定管理者の候補者として選定された者については、県議会の議決を経て、指定管理者として指定を行うものとします。

(2) 協定の締結

県と指定管理者は、管理運営に係る細目的事項、県が支払うべき管理運営経費の額等を定めるため、協定を締結し、協定書を作成します。

協定書の作成に当たっては、指定期間を通じての基本事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの業務に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。

なお、本協定書の発効は令和8年4月1日とします。

(3) 協定内容

- ア 指定期間に関する事項
- イ 利用の許可に関する事項
- ウ 事業計画書に記載された事項
- エ 利用料金に関する事項
- オ 県が支払うべき管理運営経費に関する事項
- カ 施設内の物品の所有権に関する事項
- キ 利用料金の減免に関する事項
- ク 業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ケ 事業報告書に関する事項
- コ 実績評価に関する事項
- サ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- シ 損害賠償に関する事項
- ス その他知事が必要と認める事項

※ 必要に応じて内容を変更することがあります。

提案していただいた内容について、公の施設の性格などから、協定時に、調整の協議を行う場合があります。

(4) 留意事項

- ① 9（1）で指定管理者の指定を受けた者が、正当な理由がなく9（2）の協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがあります。
- ② 9（1）で指定管理者の指定を受けた者が、9（2）の協定の締結までに、次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ・ 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - ・ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 指定管理者と県の責任分担

指定管理者と県の間における責任分担は次のとおりです。
 なお、必要な事項については、協定で定めることとします。

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	指定管理業務に対する住民からの要望等		○
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	一般的な税制変更		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による経費	協議により定める	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	協議により定める	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の誤りによるもの		○
資金調達	県から指定管理者への支払遅延によって生じたもの	○	
	上記以外の事由によるもの		○
施設設備の損傷	指定管理者による管理運営上の瑕疵によるもの		○
	施設・設備の設計、構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（50万円以下）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（50万円を超えるもの）	協議により定める	
資料・展示品等の損傷	指定管理者による管理運営上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	協議により定める	
第三者への賠償	指定管理者による管理運営上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	協議により定める	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途に業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
管理運営経費の膨張	県以外の要因による管理運営経費の膨張		○
債務不履行	県の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	不可抗力による臨時休館等に伴う運営リスク	協議により定める	
保険の加入	公立文化施設賠償責任保険、公立文化施設災害補償保険及び管理運営上必要な保険への加入		○

11 事業報告等

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告書を作成し県に提出します。なお、事業報告書の種類や書式、記載項目等については協定において定めます。報告内容は概ね次のとおりとします。

- ① 文化事業報告
- ② 利用実績（利用回数，利用人員等）
- ③ 許可状況報告（許可回数，収納実績等）
- ④ 収支決算書等
- ⑤ 達成目標の達成度

(2) 実績評価の実施

県は指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、実績評価を行います。なお、評価項目や実施方法については、協定において定めます。

(3) 業務の基準を満たしていない場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、県は指定管理者に対して、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合等には、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

12 調査等及び監査

(1) 調査等

県は、毎年度終了後及び毎月ごとの事業報告書のほか、指定管理者の管理運営する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理運営の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができます。指定管理者がこれに従わなかつた場合、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

(2) 監査

監査委員等が、県の事務を監査するのに必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭を求め、実地について調査し又は帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

13 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、関連する法令がある場合にはそれらを遵守することとします。条例及び規則のほか、特に以下のことに気をつけてください。

(1) 地方自治法

- ・ 第244条第2項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではいけません。

- ・ 第244条第3項
指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはいけません。

(2) 個人情報の保護に関する法律

- ・ 第67条
業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはいけません。

14 管理運営の継続が困難となった場合等における措置

指定管理者は、管理運営の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

管理運営の継続が困難となった場合等における措置については、次のとおりです。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、県は、指定管理者に対して、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が、当該期間内に改善することができなかつた場合等には、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。
- (2) 指定管理者が、倒産（解散）し又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 上記（1）又は（2）により指定管理者の指定が取り消され、若しくは業務の停止を命じられた場合、指定管理者は、県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他、県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、管理運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は、管理運営の継続の可否について協議することとします。

15 県による管理業務の中止等

- (1) 県は、施設を廃止し、又は休止する必要がある場合、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。この場合、県は、あらかじめ指定管理者に対しその旨を通知します。
- (2) 上記（1）による指定の取消し等により、指定管理者に追加の費用の負担が生じた場合、県と指定管理者は、当該費用負担について協議することとします。

16 引継業務

指定期間の終了若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。

また、新規に指定管理者の指定を受けた場合、指定を受けてから協定締結までの間に前管理者から引継ぎを受けてください。なお、その際の必要経費は指定管理者の負担とします。

17 その他

指定管理者がその責めに帰すべき事由等により、その指定を取り消され、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは、一部の停止を命じられた場合に、指定管理者に損失が生じても県はその補填を行いません。